

鹿沼市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市景観条例（平成26年鹿沼市条例第24号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第2条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項の規定による行為の届出は、景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項及び次項に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 条例第10条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 建築等又は建設等（次号の開発行為に係るものを除く。）にあつては、次に掲げる図書

ア 建築物の各階又は工作物について、方位、縮尺、寸法及び開口部の位置を表示した縮尺100分の1以上の平面図

イ 届出に係る建築物又は工作物及び周囲の景観を着色して表示した透視図

ウ 隣接する道路の位置及び幅員を表示した縮尺100分の1以上の図面

エ 当該敷地内の植栽の位置、高さ及び種類を表示した縮尺100分の1以上の図面

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下この号において「開発行為」という。）にあつては、次に掲げる図書

ア 方位及び縮尺、付近の土地の利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに開発行為の区域を表示した現況図

イ 開発行為の前後における土地の状況及び縮尺を表示した縦横断図

ウ 開発行為後の措置及び緑化計画を表示した縮尺100分の1以上の設計図又は施行方法を明らかにする図面

3 法第16条第2項の規定による変更の届出は、届出書に第1項の図書のうち、当該変更に係るものを添えて行うものとする。

4 届出書並びに第1項及び前項の図書は、それぞれ正副2部を届け出るものとする。

(勧告)

第3条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内における行為に関する勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(公表)

第4条 条例第15条第1項の規定による公表は、市役所及び出張所の掲示場に掲示するほか、市広報への掲載その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第15条第2項の意見を述べる機会は、鹿沼市行政手続条例（平成9年鹿沼市条例第16号）第3章第3節の規定により付与するものとする。

(身分証明書)

第5条 法第17条第8項及び第23条第3項並びに第32条第1項において準用する法第23条第3項の身分を示す証明書は、それぞれ特定届出対象行為の原状回復等に係る身分証明書（様式第3号）、景観重要建造物の原状回復等に係る身分証明書（様式第4号）及び景観重要樹木の原状回復等に係る身分証明書（様式第5号）とする。

(適合通知等)

第6条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の内容が、景観計画に適合すると認める場合は、速やかに景観計画区域内行為（変更）届出適合通知書（様式第6号）により、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

2 市長は、法第18条第2項の規定より同条第1項に規定する期間を短縮する場合は、景観計画区域内行為（変更）届出適合通知書にその旨を記載して、届出をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物等の標識)

第7条 法第21条第2項の標識は、鹿沼市景観重要建造物指定標識（様式第7号）とする。

2 法第30条第2項の標識は、鹿沼市景観重要樹木指定標識（様式第8号）とする。

3 前2項の標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(審議会の組織)

第8条 鹿沼市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。
- 6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開かれる会議は、第9条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

様式第1号（第2条関係）

（表面）

景観計画区域内行為（変更）届出書

年 月 日

鹿沼市長 様

（〒 ）

住所

届出者 氏名

電話（ ） -

（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地）

景観法第16条第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出区分	新規	変更		
行為の場所				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類 ※1	<input type="checkbox"/> 建築物	用途		
		行為区分	新築・増築・改築・移転 外観を変更する修繕・模様替え・色彩変更	
	<input type="checkbox"/> 工作物	種類		
		用途		
	<input type="checkbox"/> 開発行為	行為区分	新築・増築・改築・移転 外観を変更する修繕・模様替え・色彩変更	
		用途		
届出の内容に係る照会先 ※2	（〒 ） 住所 氏名 電話（ ） -			
その他の参考事項 ※3				受付

- 備考 1 「行為の種類」の欄は、該当する□にレ印を付け、「行為区分」の欄の該当する行為区分を○で囲んでください。
- 2 「届出の内容に係る照会先」の欄は、届出者以外の者（設計者、工事施行者等）への照会を希望する場合に記入してください。
- 3 「その他の参考事項」の欄は、この届出に係る行為について他の法令等による許認可等が必要な場合にその旨を記入してください。

(裏面)

行為の 施行内容	建築物	区分		届出部分	既存部分	合計	
		敷地面積				m ²	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		延床面積		m ²	m ²	m ²	
		高さ		m	m		
		外	屋根	仕上材料※1	m ²	m ²	
				色彩※2	m ²	m ²	
		観	外壁等	仕上材料※1	m ²	m ²	
				色彩※2	m ²	m ²	
		構造※3		造階建	造階建		
	工作物	区分		届出部分	既存部分	合計	
		築造面積		m ²	m ²	m ²	
		高さ※4		m	m		
		外	観	仕上材料※1			
				色彩※2			
	構造※3						
	開発行為	目的				面積	
						m ²	

- 備考 1 「仕上材料」の欄は、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。また、建築物については、その素材ごとの面積を併せて記入してください。
例：日本瓦、小口タイル、波形スレート等
- 2 「色彩」の欄は、主たる部分についての色調を記入するとともに、日本工業規格に従いマンセル値を記入してください。また、建築物については、その色彩に係る部分の面積を併せて記入してください。
例：濃い茶色（5YR3/3）、雨水茶色（N8）、淡い緑色（10G6/2）
- 3 「構造」の欄は、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 4 「工作物」の欄の「高さ」の欄は、当該工作物の高さを記入してください。建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書きで地盤面から当該工作物の上端までの高さを併せて記入してください。
- 5 既に届出をした行為の変更について届け出る場合は、当該変更に係る事項の「届出部分」の欄に変更後の内容を記入し、変更前の内容については、同欄に括弧書きで記入してください。
- 6 この届出書には、行為の種類に応じて、景観法施行規則第1条第2項及び鹿沼市景観条例施行規則第2条第2項に掲げる図書を添付してください。
- 7 各欄に記入し切れない事項は、添付する図書に詳しく記入してください。

様

鹿沼市長



景観計画区域内における行為に関する勧告書

年 月 日付で届出のあった行為は、鹿沼市景観計画景観形成基準に定められた行為に関する制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずることを勧告します。

1 勧告の対象となる行為

- (1) 行為を行う場所
- (2) 行為の種類

2 勧告の内容

3 鹿沼市景観計画景観形成基準に適合しない事項及びその理由

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 その他

- (1) この勧告に従い必要な措置を講じた場合又は不明な点がある場合は、都市建設部 課（電話 ）までご連絡ください。

（表面）

第 号
特定届出対象行為の原状回復等に係る身分証明書
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 20px;">写 真</div><div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 20px;">契印</div><div style="text-align: left; padding-left: 20px;">所 属 職 名 氏 名</div></div>
上記の者は、景観法第17条第6項の規定による原状回復等又は同条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査を行うことができる職員であることを証明する。
年 月 日
鹿沼市長 印
有効期限： 年 月 日まで

（裏面）

景観法（抜粋） （変更命令等） 第17条 第1項から第5項まで 略
6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。後段略
7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横85ミリメートルとする。

第 号	
景観重要建造物の原状回復等に係る身分証明書	
写 真	契印
	所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、景観法第23条第2項の規定による原状回復等を行うことができる職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鹿沼市長 印</p> <p>有効期限： 年 月 日まで</p>	


景観法（抜粋）
（原状回復命令等）

第23条 略

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。後段略

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横85ミリメートルとする。

第 号	
景観重要樹木の原状回復等に係る身分証明書	
写 真	契印
	所 属 職 名 氏 名
上記の者は、景観法第32条第1項において準用する同法第23条第2項の規定による原状回復等を行うことができる職員であることを証明する。	
年 月 日	鹿沼市長 
有効期限：	年 月 日まで

景観法（抜粋）
（原状回復命令等）

第23条 略

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。後段略

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（原状回復命令等についての準用）

第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。後段略

2 略

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横85ミリメートルとする。

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



景観計画区域内行為（変更）届出適合通知書

年 月 日付で届出のあった行為については、鹿沼市景観計画景観形成基準に適合しているため、次のとおり通知します。

1 届出のあった行為

(1) 行為を行う場所

(2) 行為の種類

2 行為に着手することができる年月日

届出のあった行為については、年 月 日から着手することができます。

様式第7号（第7条関係）

鹿沼市景観重要建造物指定標識	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
名 称	
この標識は、景観法第21条第2項の規定により設置するものです。	

備考 寸法は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上とする。

様式第8号（第7条関係）

鹿沼市景観重要樹木指定標識	
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
樹 種	
この標識は、景観法第30条第2項の規定により設置するものです。	

備考 寸法は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上とする。